

心からありがとう 中国の友、家族、先生 深圳外国語学校への交流訪問団報告

「中国と日本の文化の違いを学んできた」「深圳の皆さんにたくさん質問したい」
中国深圳市の深圳外国語学校への交流訪問団生徒の決意表明の言葉です。



交流訪問団と深圳外国語学校の皆さん

深圳外国語学校と飯山市の中学校との交流は、今年で19年目、飯山からの訪問は8回目となりました。3月23日から27日の日程で吉越邦榮教育長職務代理者を団長に、城南中11名、城北中6名の生徒が交流訪問に参加しました。生徒たちは外国語学校日本語科生徒宅での2泊3日のホームステイを通じ、日中の文化や生活様式の違いを身をもって体験しました。

1日目は終日ホストファミリーの方たちと過ごし、生徒同士で様々な楽しい時間を過ごすことができました。

2日目は、外国語学校中等部を訪問しました。校内で開催された歓迎交流会で、飯山の生徒たちは飯山市とそれぞれの学校について紹介するとともに、リコーダーで唱歌「故郷」を演奏し、会場に集まった数百人の生徒たちから温かい拍手をいただきました。

外国語学校は大規模な学校で、生徒たちは厳しい試験に合格した後とても熱心に勉強します。授業見学では、日本語・英語・数学などから1科目の授業を選んで、実際に参加しました。どの授業もレベルが高く、深圳の生徒たちの学びへの高い意欲が大きな刺激となったようです。

その後の文化交流授業体験では中国の美しい伝統の技に触れることができました。

交流最終日は郊外にある高等部を訪問しました。すばらしい設備の校舎や図書館、食



授業風景

参加した生徒からは「深圳と飯山の街の違いに驚いた」「ホームステイ先はマンションの34階だったけれど、生活の様子は普通だった」「ホストファミリーが優しくもてなしてくれた」「勉強への姿勢が全然違った」などの声が聞かれ、今後の自分の生活や進路のプラスになる体験となりました。



この日は両校の生徒がテニスパークを楽しむ時間もあり、アトラクションで一緒に歓声を上げて楽しむような表情が印象的でした。

夜には、最初の緊張感もほぐれ、涙ぐんで別れを惜しむ生徒たちの姿が見られました。

今年の7月には、深圳の生徒たちが飯山市を訪れます。今回の訪問での出会いを大切に、ひとり一人が相互交流の懸け橋になってくれることを願います。

市内小中学校の校長・教頭先生の紹介

- ◆小学校◆
 - 秋津小学校長 三井 康幸 教頭 山戸 俊彦
 - 飯山小学校長 中澤 正幸 教頭 高山 顕光
 - 泉台小学校長 江守 義和 教頭 岸田 宜祐
 - 常盤小学校長 吉澤 秀 教頭 小林 英一
 - 戸狩小学校長 村松 直昭 教頭 日台 智子
 - 東小学校長 中沢 裕子 教頭 湯本 文洋
 - 木島小学校長 大塚永利子 教頭 藤澤 賢也
- ◆中学校◆
 - 城南中学校長 高橋信一郎 教頭 涌井 雅幸
 - 城北中学校長 田中 昭道 教頭 富山 哲矢

快適で安全な保育環境へ

さむいときも、ありがとう

飯山市では3歳未満児の保育園入園が年々増えており、いずみだ保育園では、園児がより安全に過ごすことができるよう未満児室の増築工事を行っていました。

工事完成の3月、新しい部屋で15名の年長児が工事を担当された代表のお二人に、お礼の言葉とともにみんなで描いた絵を渡しました。

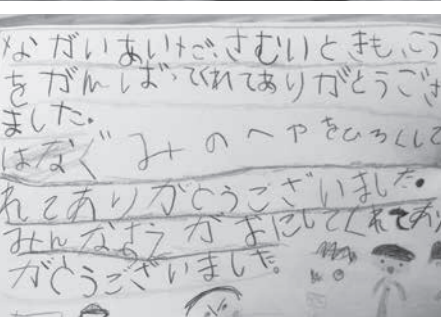
冬期間の工事だったため、寒い日や雪降りの日に作業している姿を見ていた子どもたちが「寒い中で工事をしてくれてありがとう」とお礼を言っていたのが印象的でした。

未満児室が二部屋になり、のびのびと安心して過ごせそうです。

全園に加湿器設置

3月13日、長野県労働金庫中野支店運営委員会及び北信地区労働者福祉協議会様より、市内公立保育園の備品購入にあてていただきました。と、チャリティー「ふぁみフェス」でのカンパ金を寄附いただきました。

市では、園児たちがより良い保育園環境の中で生活できるように、加湿器を購入し、全園に設置しました。



2019 菜の花飯山サイクルロードレース大会開催のお知らせ

4月28日(日) 10:00～16:40 個人タイムトライアル競技等 (会場:長峰スポーツ公園内)

29日(日) 8:30～15:00 ヒルクライム競技 (会場:外様地区内)

針湖池を周回する個人タイムトライアル競技、直線コースでタイムを競うチャレンジ200mダッシュ、外様地区活性化センターから桂池付近まで登坂するヒルクライム競技が行われます。

国内トップレベルの競技が繰り広げられますので、是非ご観戦にお越しください。

なお、会場周辺は安全な運行のために交通規制を行います。詳しくは市HP、防災無線等でご確認ください。皆様のご協力をお願いします。

人権学習シリーズ

公正な採用選考のために

飯山公共職業安定所長 花岡 欣二

就職の機会均等を確保するための雇用主における公正採用選考の推進につきましては、憲法に規定される職業選択の自由や法の下の平等(人種、信条、性別、社会的身分又は門地)などの理念を実現するための重要な課題の一つとされているところであり、ハローワークとしてもこれまで雇用主の皆様に対して、公正採用選考システムの確立に向けて、各種の啓発を行ってるところです。

こうした中、新規高等学校卒業業者においては、例えば家族に関することや本籍・出生地などを面接時において尋ねるなどの就職差別につながるおそれのある事象について、新規高等学校卒業業者から学校を通じて報告する手段が設けられており、全国的には同様の事象が年間900件程度報告されているところと見られます。

公正な採用選考のポイントとしては、特定の国の出身者、同和関係者、難病のある人、LGBT等の性的

マイノリティなどの特定の人を除外せず、求人条件に合致するすべての人が応募できるように応募者に広く門戸を開くこと、また、応募してきた人が「求人職種の職務を遂行するにあたり、必要な適性や能力を持っているか」ということのみを基準にして採用選考を行うことが重要です。

就職差別につながるおそれがある事項としては、本人に責任がない事項(本籍・出生地、家族・住宅状況など)、本来自由であるべき事項(宗教、支持政党、生活信条、尊敬する人物、購読新聞・愛読書など)、採用選考の方法(身元調査の実施、合理的・客観的に必要と認められない健康診断の実施など)があげられます。

「職業選択の自由」の精神を実現するためにも、雇用主の皆様におかれましては、就職の機会均等の確保を図る当事者として、公正な採用選考の実施に向けた更なる取組みをお願い申し上げます。